

広島県告示第九百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

令和八年九月七日

広島県知事 横 田 美 香

一 解除に係る保安林の所在場所

呉市焼山町字中野山一〇四四〇の二二、一〇四四〇の二三、字寺尾一〇四四五の三、一〇四四五の四、一〇四四五の七から一〇四四五の九まで、字能登呂一〇四四六の六、一〇四四六の四五から一〇四四六の四七まで、一〇四四七の三から一〇四四七の五まで、一〇四四八、一〇四五一の三から一〇四五一の五まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅